

平成 20 年度の政府統計共同利用システムの各府省利用料金について

平成 19 年 7 月 4 日
統計調査等業務最適化推進協議会決定案

統計調査等業務の業務・システム最適化計画（2006 年（平成 18 年）3 月 31 日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に基づく 2008 年度（平成 20 年度）の統計調査等業務に係る各府省共同利用型システム（以下「政府統計共同利用システム」という。）の運営に関し、各府省が負担する利用料金は、下記に基づき算出する。

記

- 1．政府統計共同利用システムの運営に要する費用のうち、次に掲げる政府統計共同利用システムの運用・保守等に要する経費を各府省その他の利用機関が負担する利用料金の対象とする。なお、及び に該当する費用の総額は、それ以外の費用総額の 100 分の 15 に相当する額を充てる。

政府統計共同利用システムの機器等借料

政府統計共同利用システムの運用・保守に係る S E 等経費

政府統計共同利用システムの操作研修費

政府統計共同利用システムの運用において用いる情報取得費

政府統計共同利用システムの運用・保守に係る施設使用に係る費用

政府統計共同利用システムのインターネット接続料及び回線使用料

政府統計共同利用システムの機能改善等の開発経費

政府統計共同利用システムの運用・保守に係る消耗品費・備品費

その他政府統計共同利用システムの運用・保守に係る雑役務費

- 2．各府省が分担する政府統計共同利用システムの利用料金については、短期的なシステム利用の観点からの費用分担とし、統計調査等業務の特性を踏まえ、及び統計調査等業務の最適化を推進する観点に立脚しつつ、各種の客観性を有する指標を組み合わせて設定することを基本的な考え方とする。

- 3．政府統計共同利用システムの各府省の利用料金（年額）は、(1) 及び 並びに (2) の各指標に基づく算定基礎数の合計について次表に掲げる区分に該当する料金基礎額並びに (3) の料金基礎額を合算した額とする。

区分	算定基礎数
第 区分	算定基礎数 100 未満
第 区分	算定基礎数 100 以上 300 未満
第 区分	算定基礎数 300 以上 600 未満
第 区分	算定基礎数 600 以上 1,000 未満
第 区分	算定基礎数 1,000 以上

(1) 利用職員指標

霞が関W A N利用職員数

霞が関W A Nの基本サービスに係る利用料金算定対象職員数及び料金区分に準ずる。

区分	職員規模	算定基礎数
Aクラス	職員規模 100 人未満	33
Bクラス	職員規模 100 人以上 1,000 人未満	66
Cクラス	職員規模 1,000 人以上 2,500 人未満	132
Dクラス	職員規模 2,500 人以上 4,000 人未満	197
Eクラス	職員規模 4,000 人以上	263

注) 霞が関W A N利用機関が同一省内で複数存在しているときは、これらの霞が関W A N利用料金の算定対象職員数を合算の上適用する。

統計関係職員数

統計基準年報で公表される国の統計関係職員数(地方支分部局を除く。)による。

区分	職員規模	算定基礎数
Aクラス	職員規模 0 人	0
Bクラス	職員規模 150 人未満	110
Cクラス	職員規模 150 人以上 300 人未満	331
Dクラス	職員規模 300 人以上 450 人未満	551
Eクラス	職員規模 450 人以上	735

(2) 利用事業指標

各府省が所管する統計調査に係る客体数を勘案した計数の合計による。

区分	統計調査数規模	算定基礎数
Aクラス	統計調査数規模 0	0
Bクラス	統計調査数規模 150 未満	108
Cクラス	統計調査数規模 150 以上 300 未満	324
Dクラス	統計調査数規模 300 以上 450 未満	540
Eクラス	統計調査数規模 450 以上	899

注1) 届出統計調査、廃止した統計調査及び今後実施の予定がない統計調査並びに産業連関表の作成のみを目的とした統計調査を除く。

注2)各統計調査における客体数を勘案した計数は、1回の調査客体数に年間調査回数を乗じ、又は1回の調査客体数を当該周期(年単位)で除して求める年間ベースに換算した換算客体数に応じて次表に掲げる計数を用いる。

区分	統計調査規模	計数
小規模	換算客体数 5,000 未満の統計調査	1
中規模	換算客体数 5,000 以上 50,000 未満の統計調査	10
大規模	換算客体数 50,000 以上の統計調査	40

(3) その他

総務省は、上記のほか、1に掲げる費用の33%に相当する額を料金基礎額とする。

政府統計共同利用システムの各府省利用料金に係る平成 20 年度予算概算
要求について

平 成 1 9 年 7 月 4 日
統計調査等業務最適化推進協議会決定案

政府統計共同利用システムの各府省利用料金に係る平成 20 年度予算概算要求につ
いては、予算枠の貸借により総務省において一括して行う。

政府統計共同利用システムの利用機関について

平成 19 年 7 月 4 日
統計調査等業務最適化推進協議会決定案

統計調査等業務の業務・システム最適化計画（2006 年（平成 18 年）3 月 31 日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に基づく各府省共同利用型システム（以下「政府統計共同利用システム」という。）の利用機関については、下記のとおりとする。

記

- 1 「統計調査等業務最適化推進協議会について」（2006 年（平成 18 年）3 月 31 日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）の 2 の構成員に掲げる府省（以下「構成府省」という。）のほか、霞が関 WAN の利用機関、総合行政ネットワーク（LGWAN）の参加団体及び広域的なネットワークを介して霞が関 WAN と接続することが認められている国の機関は、政府統計共同利用システムの利用機関となることができる。
- 2 構成府省以外の機関又は団体が政府統計共同利用システムの利用機関となる場合（構成府省その他の利用機関の委託を受けて政府統計共同利用システムを利用する場合を除く。）は、統計調査等業務最適化推進協議会の承認を得るものとする。
- 3 2 に基づき利用機関の承認を得た構成府省以外の機関又は団体に係る利用料金については、統計調査等業務最適化推進協議会の意見を踏まえて、運用管理機関において定めるものとする。

霞が関W A Nの利用について

平成 1 4 年 2 月 2 2 日
行政情報化推進各省庁連絡会議幹事会了承

国の行政機関等における霞が関W A Nの利用については、今後、下記の方針に基づくものとする。

記

1 行政機関等

各府省等（外局、地方支分部局、施設等機関等を含む）内閣に置かれる機関、人事院及び会計検査院は霞が関W A Nを利用することができるものとする。

2 独立行政法人等

独立行政法人、特殊法人、認可法人であって、国の事務・事業を遂行する上で特に必要性が認められるものについては、霞が関W A Nを利用することができるものとする。

3 行政機関等以外の国の機関及び地方公共団体

司法機関、地方公共団体等の公的機関については、当該機関を結ぶ広域的なネットワークを介して霞が関W A Nと接続することができるものとする。

4 その他

(1) 上記 1 及び 2 に掲げる機関が霞が関W A Nを利用しようとする場合は、霞が関W A N利用機関連絡協議会の承認を得るものとする。

(2) 上記 3 に掲げる機関を結ぶ広域的なネットワークと霞が関W A Nとを接続しようとする場合は、必要な調整を行った上で、霞が関W A N利用機関連絡協議会の承認を得るものとする。

(3) 「霞が関W A Nの今後の展開について」(平成 9 年 3 月 2 6 日行政情報システム各省庁連絡会議幹事会了承)は廃止する。

政府統計共同利用システムの利用機関の体系図

参考2

政府統計共同利用システムの利用機関

統計調査等業務最適化推進協議会の承認により、政府統計共同利用システムの利用機関とすることができる機関・団体

